

諮問 第 13号
環地保第 291号
平成13年7月6日

中央環境審議会会長
森 脇 昭 夫 殿

環境大臣 川口順子

今後のフロン類等対策の在り方について(諮問)

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第3号の規定に基づき、
今後のフロン等対策の在り方について貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

オゾン層の破壊は、人の健康及び自然環境に甚大な影響を与えるものであるが、近年のオゾンホール拡大等は、予想を上回る速度で進行している。

また、地球温暖化が重要な環境問題のひとつであることはいままでのところである。

CFC、HCFC、HFCといったフロン類はオゾン層の破壊物質であるとともに、地球温暖化の原因物質であり、これらの放出を防ぐことは、地球環境保全のため、喫緊の課題である。

このため、先日成立、公布された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)の施行に向け、指針や政令、省令に関する検討が必要である。

また、フロン類に代わる物質の開発促進対策、それらの物質の使用促進対策、フロン類類似のオゾン層破壊の原因となる物質に関するオゾン層保護対策及び地球温暖化の原因となるフロン類類似の物質であって、オゾン層破壊対策と一体的に対策を検討することが望ましい物質に関する対策の在り方について、検討を必要とする。